

10-1 防疫活動組織計画

被災地における防疫計画を推進するため、次のとおり防疫活動組織計画を定める。

1 県における防疫活動組織計画

(1) 防疫対策本部の設置

必要に応じて、県庁内に防疫対策本部を置き、被災地における防疫体制の確立を図るため、防疫対策本部を企画推進する。別表1に掲げる事務を掌理する。

(2) 現地防疫対策本部の設置

ア 必要に応じて、例1を参考として、保健所に現地対策本部を設置する。

イ 避難場所を重点として、保健所等の医師、保健師などで班編成を行う。

ウ 市町、地区衛生組織等の協力を得て情報の的確な把握に努める。

エ 必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 一類二類感染症患者に対する処置

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定に基づき、感染症指定医療機関に患者を入院させる。交通途絶などやむを得ない理由により感染症指定医療機関への入院ができないときは、知事が適当と認める医療機関に入院させるものとする。

(4) 市町に対する指導及び指示等

職員の派遣等実情に即した指導をするとともに、感染症予防上必要な場合の指示等は、災害の規模態様に応じて、その範囲や期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示

イ ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示

ウ 物件に係る措置の指示

エ 生活の用に供される水の供給の指示

オ 臨時の予防接種の指示

2 市町における防疫活動組織計画

(1) 防疫組織

必要に応じて、県の防疫活動組織に準じて、例2を参考として防疫対策本部またはこれに準じた防疫組織を設置する。

(2) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により、あるいは衛生組織、報道機関を活用して広報活動を強化する。その場合、社会不安の防止に努める。

(3) 清潔方法

ア 管内における道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

イ 清潔方法のうち、特にゴミの処理、し尿処理については不衛生にならないよう特に留意する。

(4) 消毒方法

ア 防疫用薬剤及び資機材を確保し、定められた消毒薬の使用方法に従い消毒を実施する。

イ 薬剤の所要量を算出し、不足しないよう適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 薬剤及び噴霧器その他の物件が不足しないよう適宜の場所に配置する。

(6) 生活の用に供される水の供給

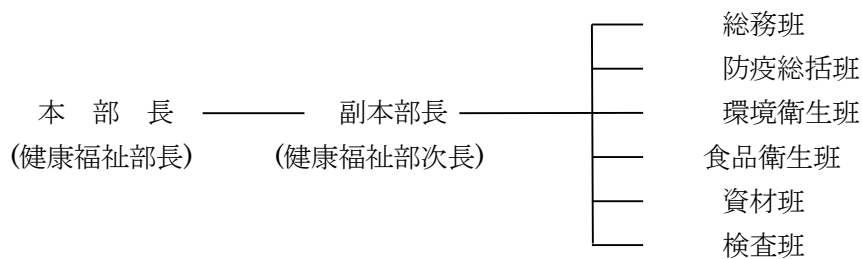
ア 生活用水の供給方法は、現地の実情に応じ適宜な方法により行う。この際、特に配水容器の衛生に留意する。

イ 生活用水の使用停止に至らない程度であっても、水の衛生的処理について指導を徹底する。

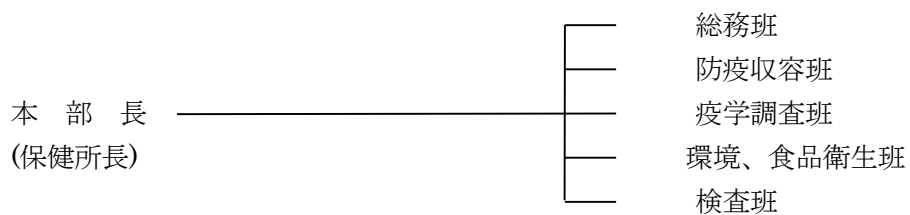
(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、感染症発生の原因になることが多いので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 35 条の規定による職員の指導のもと、市町において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成するよう指導し、その協力を得て、感染症予防の徹底を図る。

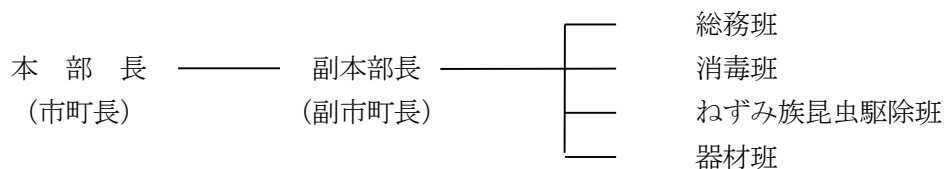
香川県防疫対策本部組織



(例 1 現地防疫対策本部組織(保健所))



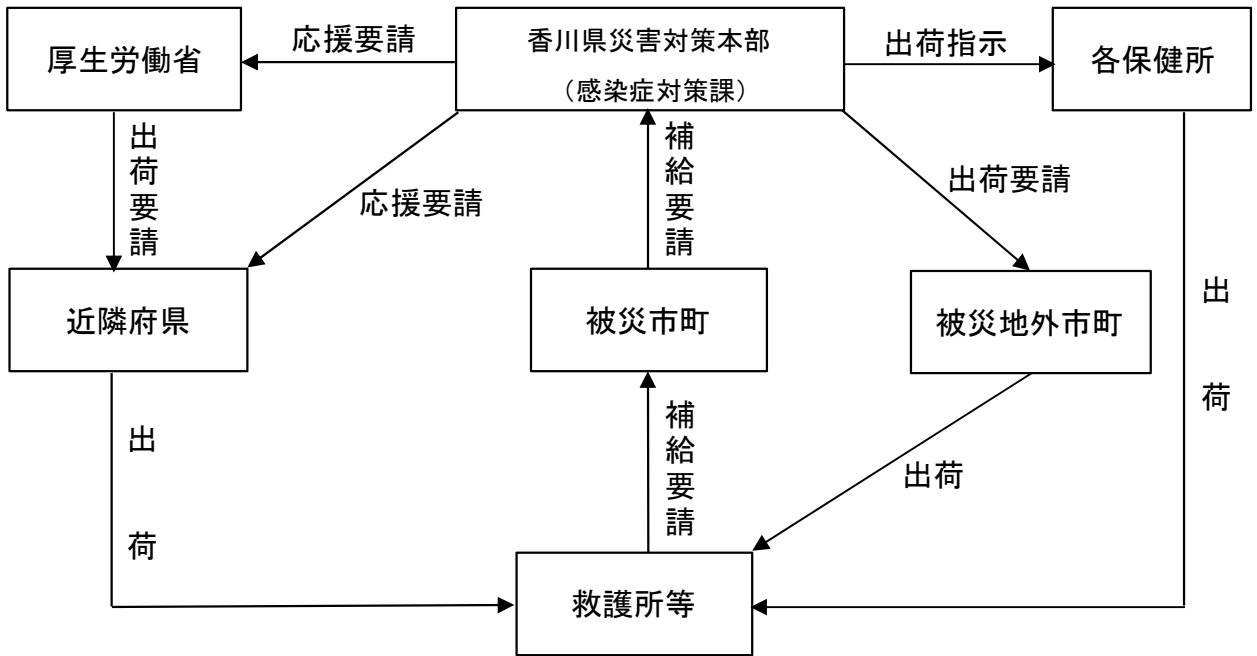
(例 2 市町防疫対策本部組織)



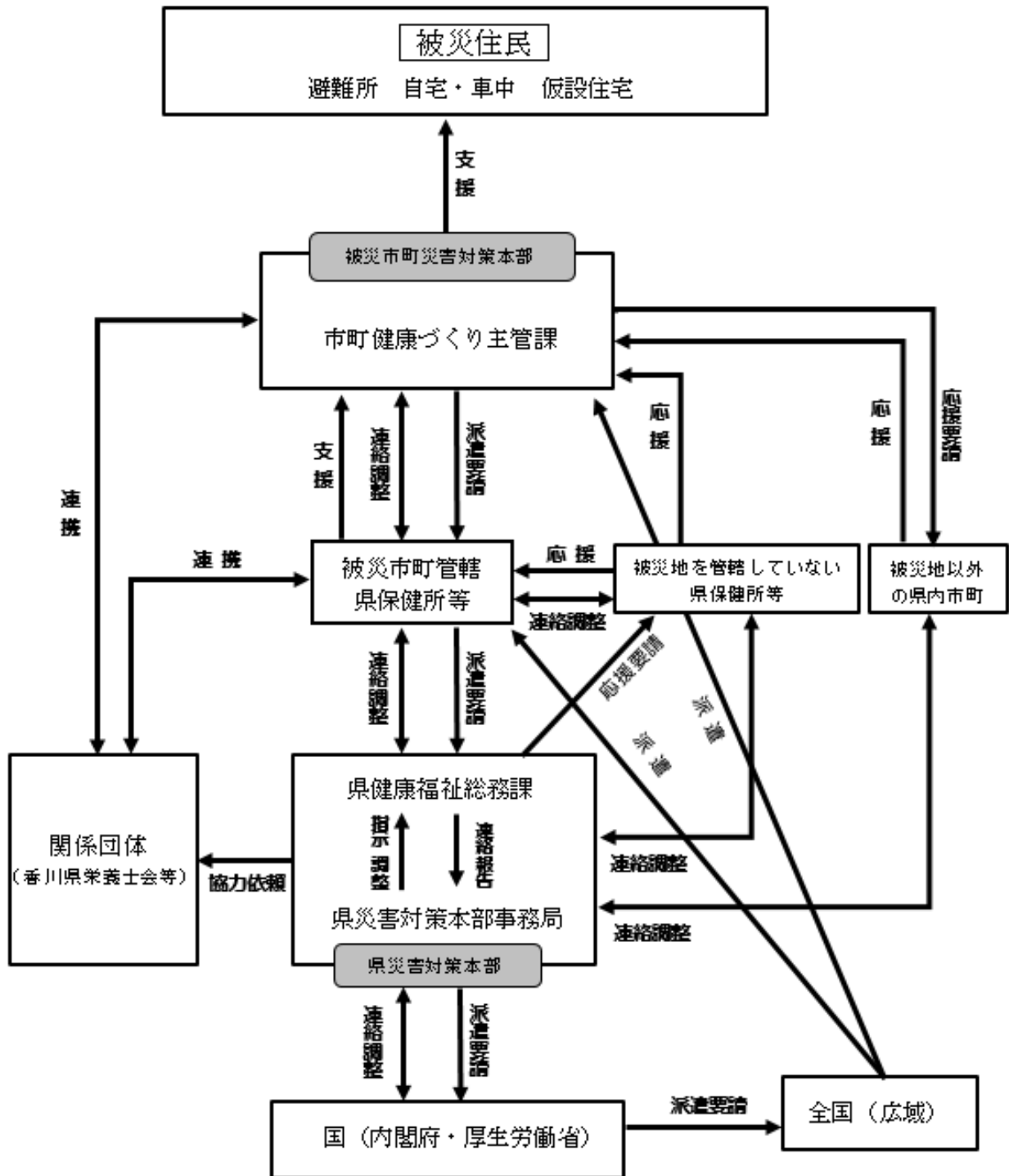
別表 1

班	分 掌 事 務
総 務 班	1 対策本部内の連絡調整 2 保健所間の応援体制、要員の確保 3 報道機関への広報 4 関係行政機関及び団体との連絡調整 5 防疫対策に要する予算措置
防 疫 総 括 班	1 対策本部の措置及び解散 2 厚生労働省、検疫所、関係都道府県、環境保健研究センター、保健所、県医師会等との情報連絡 3 入院施設の確保と入院措置の指導 4 疫学調査 5 消毒方法、清潔方法の指導 6 衛生教育に関すること 7 その他防疫業務の総括に関すること
環 境 衛 生 班	1 環境汚染調査の指導 2 ねずみ族、昆虫等の駆除の指導 3 下水系の汚染防止の指導 4 飲料水その他家庭用水の安全確保の指導 5 不良水道施設等の改善措置 6 その他、環境衛生に関すること
食 品 衛 生 班	1 食品汚染調査と流通経路の調査 2 汚染食品の処分等の指導 3 食品及び食品施設の監視指導の強化 4 その他、食品衛生に関すること
資 材 班	防疫用薬剤及び資機材等の確保（調達、斡旋、輸送）
検 査 班	1 病原微生物の検索 2 国立感染症研究所及び現地対策本部検査班との連絡調整

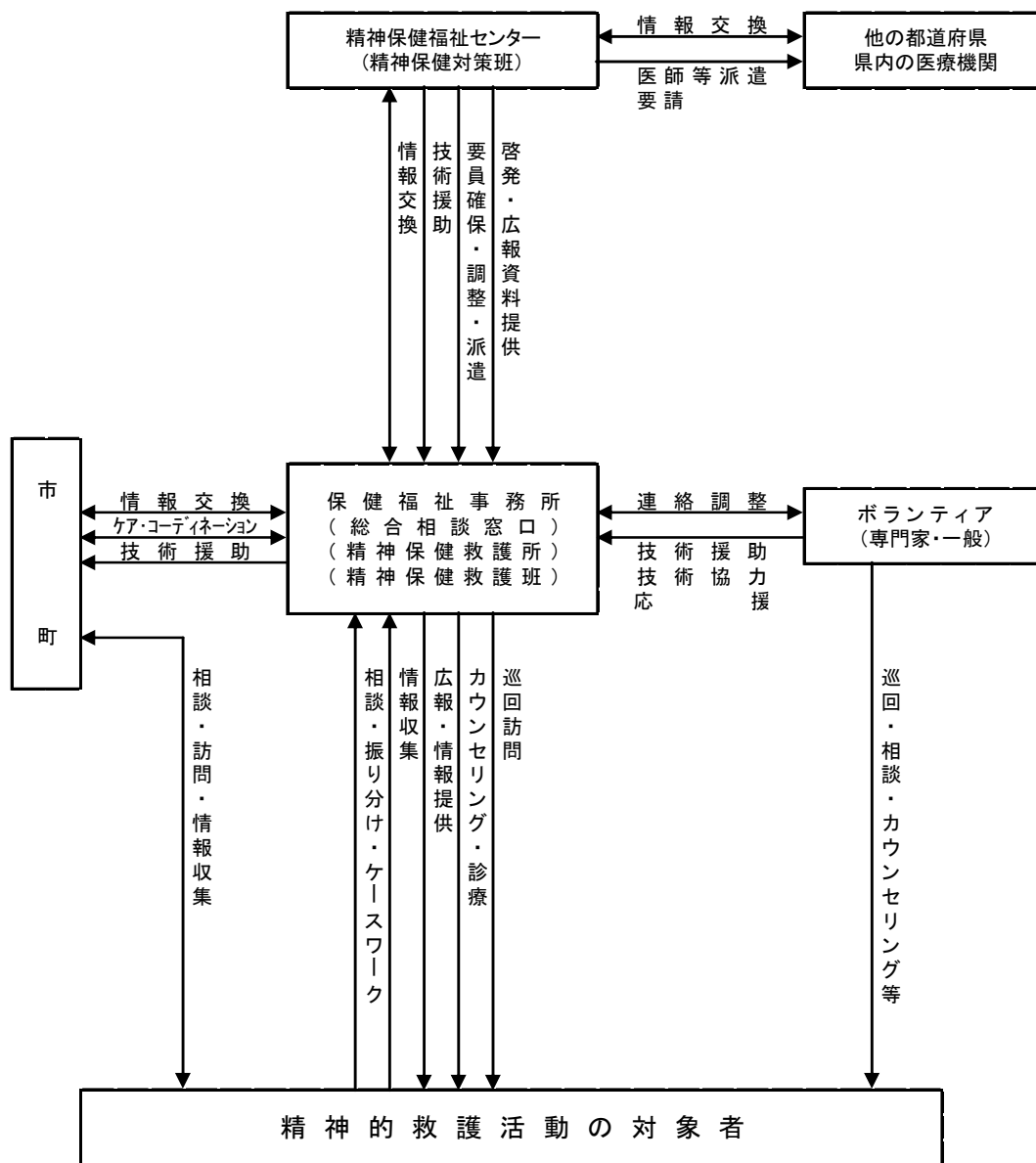
10-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図



10-3 栄養相談・指導活動体系図



10-4 精神保健活動体系図



10-5 精神科医療機関

【精神科病院】

(令和5年4月1日現在)

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
一般財団法人大西精神衛生研究所附属 大西病院	761-8056	高松市上天神町336番地	087-865-3330
医療法人社団以和貴会 いわき病院	761-1402	高松市香南町由佐113-1	087-879-3533
医療法人社団玉藻会 馬場病院	761-8031	高松市郷東町580	087-881-4375
医療法人社団光風会 三光病院	761-0123	高松市牟礼町原883番地1	087-845-3301
医療法人社団三愛会 三船病院	763-0073	丸亀市杵原町366	0877-23-2341
医療法人社団中和会 西紋病院	763-0052	丸亀市津森町595番地	0877-22-5205
香川県立丸亀病院	763-8518	丸亀市土器町東九丁目291番地	0877-22-2131
医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台	762-0023	坂出市加茂町963番地	0877-48-2700
医療法人社団赤心会 赤沢病院	762-0024	坂出市府中町325番地	0877-48-3200
社会医療法人財団大樹会 総合病院 回生病院	762-0007	坂出市室町三丁目5番28号	0877-46-1011
独立行政法人国立病院機構 四国こどもととなの医療センター	765-8507	善通寺市仙遊町二丁目1番1号	0877-62-1000
医療法人清和会 清水病院	768-0040	観音寺市杵田町甲1425番地1	0875-25-3749
三豊市立西香川病院	767-0003	三豊市高瀬町比地中2986番地3	0875-72-5121
三豊市立みもと市民病院	769-1101	三豊市説間町説間6784番地206	0875-83-3001
医療法人社団和風会 橋本病院	768-0103	三豊市山本町財田西902番地1	0875-63-3311
医療法人社団宝樹会 小豆島病院	761-4301	小豆郡小豆島町池田2519番地4	0879-75-0570
香川大学医学部附属病院	761-0793	木田郡三木町池戸1750番地1	087-898-5111
医療法人社団三和会 しおかぜ病院	764-0021	仲多度郡多度津町堀江四丁目3番19号	0877-33-2545

【精神科及び心療内科を標榜する病院】

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
医療法人財団博仁会 キナシ大林病院	761-8024	高松市鬼無町藤井435番地1	087-881-3631
医療法人社団雙和会 クワヤ病院	760-0047	高松市塩屋町1-4	087-851-5208
高松赤十字病院	760-0017	高松市番町四丁目1-3	087-831-7101
高松市立みんなの病院	761-8538	高松市仏生山町甲847番地1	087-813-7171
独立行政法人労働者健康安全機構 香川労災病院	763-8502	丸亀市城東町三丁目3番1号	0877-23-3111
医療法人仁寿会 吉田病院	763-0007	丸亀市宗古町5番地	0877-22-8101
医療法人フルスカイ 松井病院	768-0013	観音寺市村黒町739番地	0875-23-2111
さぬき市民病院	769-2393	さぬき市寒川町石田東甲387番地1	0879-43-2521
医療法人社団清仁会 宇多津病院	769-0205	綾歌郡宇多津町浜五番丁66-1	0877-56-7777
医療法人圭良会 永生病院	769-0311	仲多度郡まんのう町買田221-3	0877-73-3300

【精神科及び心療内科を標榜する診療所】

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
むらかわクリニック	760-0065	高松市朝日町二丁目2番7号 Lビルディング2階	087-823-2525
メディカルカウンセリングルーム たなかクリニック	760-0017	高松市番町3-3-17 プレシヤス番町ビル4F	087-812-5556
心のケアクリニック	760-0014	高松市昭和町2丁目16-7	087-861-7100
みのクリニック	760-0052	高松市瓦町二丁目7-16 ソレイユ第3ビル4階	087-863-1155
えないメンタルクリニック	760-0076	高松市観光町649-8	087-813-1613
医療法人社団なつめ会 美術館診療所	761-8013	高松市香西東町433-1	087-881-2776
医療法人社団 しげなり内科医院	761-1405	高松市香南町池内517番地15	087-879-0366
ゆりのき診療室	769-0102	高松市国分寺町国分2090-1	087-874-2217
端岡厚生クリニック	769-0101	高松市国分寺町新居469-6	087-874-0003
医療法人社団五色会 五色台クリニック	760-0023	高松市寿町一丁目4-3	087-822-2311
屋島みちクリニック	761-0104	高松市高松町2552-2	087-844-3933
あんど発達クリニック	761-8075	高松市多肥下町517番地10	087-867-0234
竜雲メンタルクリニック	761-8075	高松市多肥下町宇二反地466	087-840-0735
全人クリニック	761-8058	高松市勅使町62-4	087-867-1717
医療法人社団耕仁会 やまぐちクリニック	760-0018	高松市天神前5番6号 高松メディカルモール5階	087-832-5611
医療法人社団隆朗会 やまもと医院	760-0062	高松市塩上町一丁目4番10	087-837-0707
磯島クリニック	760-0054	高松市常盤町2-3-6	087-862-5177
鷺岡クリニック	760-0056	高松市中新町11番12号 三幸ビル2階	087-833-2631
大饗内科消化器科医院	761-8081	高松市成合町728-7	087-885-1233
よしまつクリニック	760-0021	高松市西の丸町2-17 宮脇書店ビル2階	087-811-7333
ほそかわクリニック	760-0017	高松市番町1丁目2-19 安西ビル2階	087-811-3252
ゆいメンタルクリニック	761-8071	高松市伏石町2150番地5	087-897-7277
仏生山駅前診療所	761-8078	高松市仏生山町甲271-10	087-802-2086
古新町こころの診療所	760-0025	高松市古新町10-3 砂屋ビル6階	087-802-2205
西春日小児科医院	761-8052	高松市松並町559-3	087-867-7070
さんあいクリニック	760-0079	高松市松縄町1005番地3	087-816-3192
医療法人社団 心とからだのクリニック 阿部内科クリニック	760-0071	高松市轟塚町1-4-11	087-837-3131
一般社団法人サンテ・ペアーレ サンテ・ペアーレクリニック	763-0034	丸亀市大手町3-3-21	0877-23-8700
丸亀メンタルクリニックソフィア	763-0023	丸亀市本町105-1 丸亀フロントビル4階	0877-58-0123
つばさクリニック	762-0025	坂出市川津町2495-1	0877-45-8886
こころメンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度1900番地7 牟礼ビル2階南	087-894-0011
図子メンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度2383番地1	087-870-2355
医療法人社団海星 みなと診療所	761-4131	小豆郡土庄町伊喜末81番地32	0879-61-1071
森岡メンタルクリニック	761-0612	木田郡三木町永上403-5	087-891-9877
松浦こどもメンタルクリニック	769-0206	綾歌郡宇多津町浜六番丁78番地12	0877-56-7358
やましろクリニック	769-0209	綾歌郡宇多津町浜九番丁142番地6	0877-41-1028
医療法人社団有隣会 溝瀆クリニック	761-2305	綾歌郡綾川町滝宮555番地1	087-876-0056
医療法人社団相愛会 川口医院	766-0017	仲多度郡まんのう町炭所西1528番地1	0877-79-0711

10-6 災害拠点精神科病院の指定

災害拠点精神科病院の指定について

このことについて、次のとおり香川県災害拠点精神科病院指定要綱に基づき災害拠点精神科病院に指定したので、お知らせします。

記

指定年月日：令和3年3月1日

病院名	所在地	開設者名
香川県立丸亀病院	丸亀市土器町東九丁目 291 番地	香川県 香川県知事 浜田恵造
こころの医療センター五色台	坂出市加茂町 963 番地	医療法人社団五色会 理事長 佐藤 仁

10-7 香川県災害廃棄物処理計画

※以下に「香川県災害破棄物処理計画」の概要版を掲載。

計画本編については、インターネットで以下のアドレスをご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/haikibutsu/keikaku/wa49oh160330180439.html>

1 基本的事項

■ 計画策定の趣旨

本計画は、今後発生する可能性がある南海トラフ地震等の災害から早期に復旧・復興を進めるため、あらかじめ災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を示すものであり、市町の災害廃棄物処理計画の作成にも資することを目的として策定した。

■ 本計画の位置づけ

香川県災害廃棄物処理計画は、東日本大震災等から得られた最新の知見や環境省の「災害廃棄物対策指針（H26.3）」を踏まえ、「香川県地域防災計画」を補完し、具体化した形で作成した（図-1 参照）。

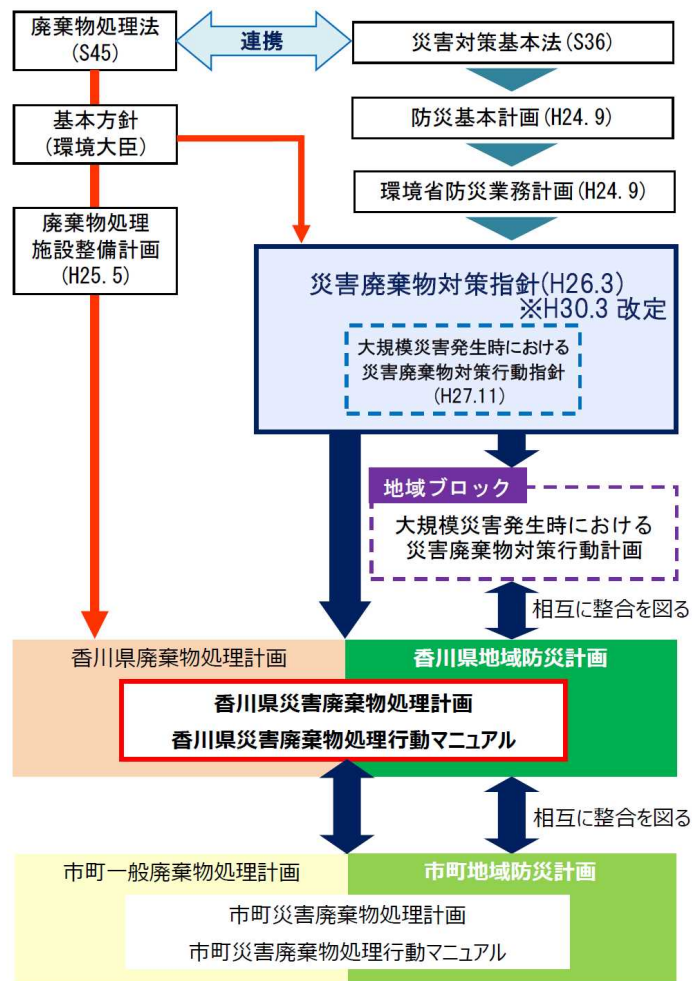


図-1 本計画の位置づけ

■対象とする災害及び災害廃棄物

本計画では、表-1 に示す 4 つの地震及び水害等の自然災害を想定する。対象とする災害廃棄物は表-2 のとおりとし、発災時は最長 3 年以内の処理完了を目指す。

表-1 想定地震の諸元

震源		概要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震 ・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震 ・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
直下型地震	中央構造線地震	・中央構造線を震源とする震度 4～7 の地震
	長尾断層地震	・長尾断層を震源とする震度 4～6 強の地震

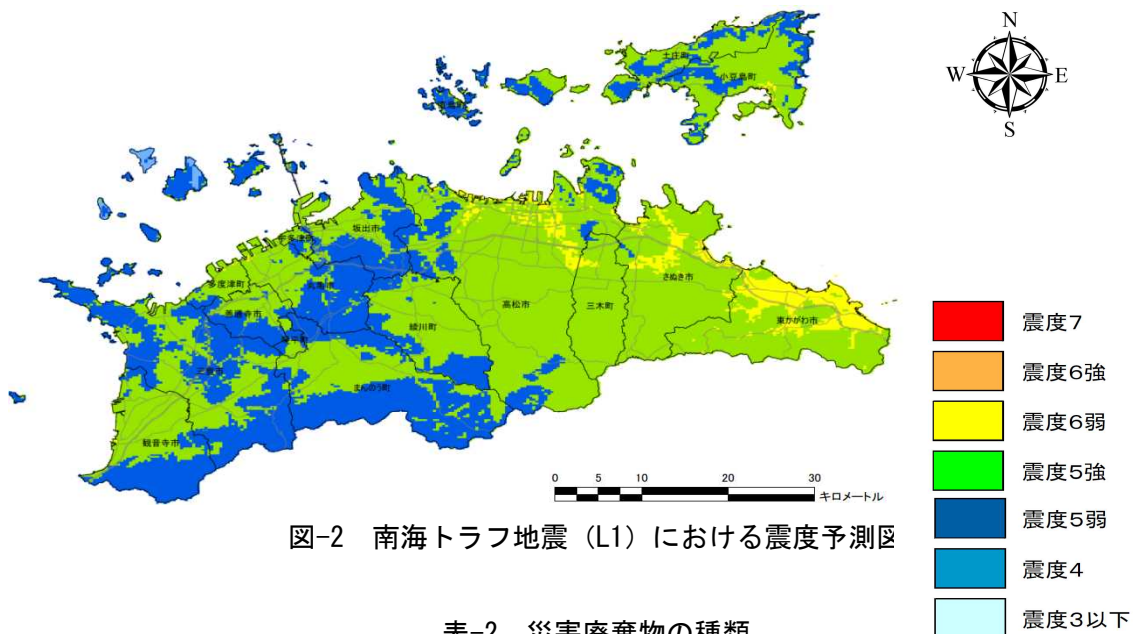


図-2 南海トラフ地震 (L1) における震度予測区

表-2 災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

■処理の基本的な考え方

（処理方法）

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、リサイクルにより減量を図り、最終処分量を低減させる。

（処理期間）

東日本大震災等の実績を踏まえ、発災から3年以内の処理完了を目指す。

（処理責任）

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2により、基本的に市町が処理責任を有している。県は市町の要請に応じて広域調整等を行い処理の円滑化を図る。

（広域処理体制）

各市町が平常時の処理体制での処理が困難な場合は、他の自治体に広域的な処理への協力要請を検討することとし、その優先順位は

- ① 「香川県ごみ処理広域化計画（H11.3）」に示されたブロック内連携処理
- ② 県内の他ブロックとの連携による処理及び民間処理施設等での処理
- ③ 県外自治体との連携による処理

とした。

■県の役割

- ・ 基本的には県内の市町、近隣他府県、国及び民間団体等との間で、支援・協力体制を整えること等、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う（例えば、市町の要請に応じた広域処理体制の調整や民間団体との応援協定の締結等）。
- ・ また、国に対して、処理が円滑に行われるよう必要に応じて財政措置や専門家の派遣、県外処理の調整等の支援を要請する。
- ・ ただし、市町の被害が甚大で自ら処理することが困難な場合、国又は県が処理することができる制度もある（災害対策基本法に基づく国による処理の代行や、地方自治法に基づく事務の委託）。

■県計画のバージョンアップ

県計画については、近年の災害対応での知見や平成30年3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」の反映、廃棄物処理施設の状況の更新等を行うため、令和3年3月に見直しを行った。

引き続き、県の地域防災計画や被害想定の見直し、「市町災害廃棄物処理計画」や「大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画」の改定状況、県内の廃棄物処理施設の状況等の変化に対応して、必要に応じて整合をとる形で見直しを行う。

2

災害廃棄物処理

■地域区分

県内の広域処理体制の区分を以下に示す。

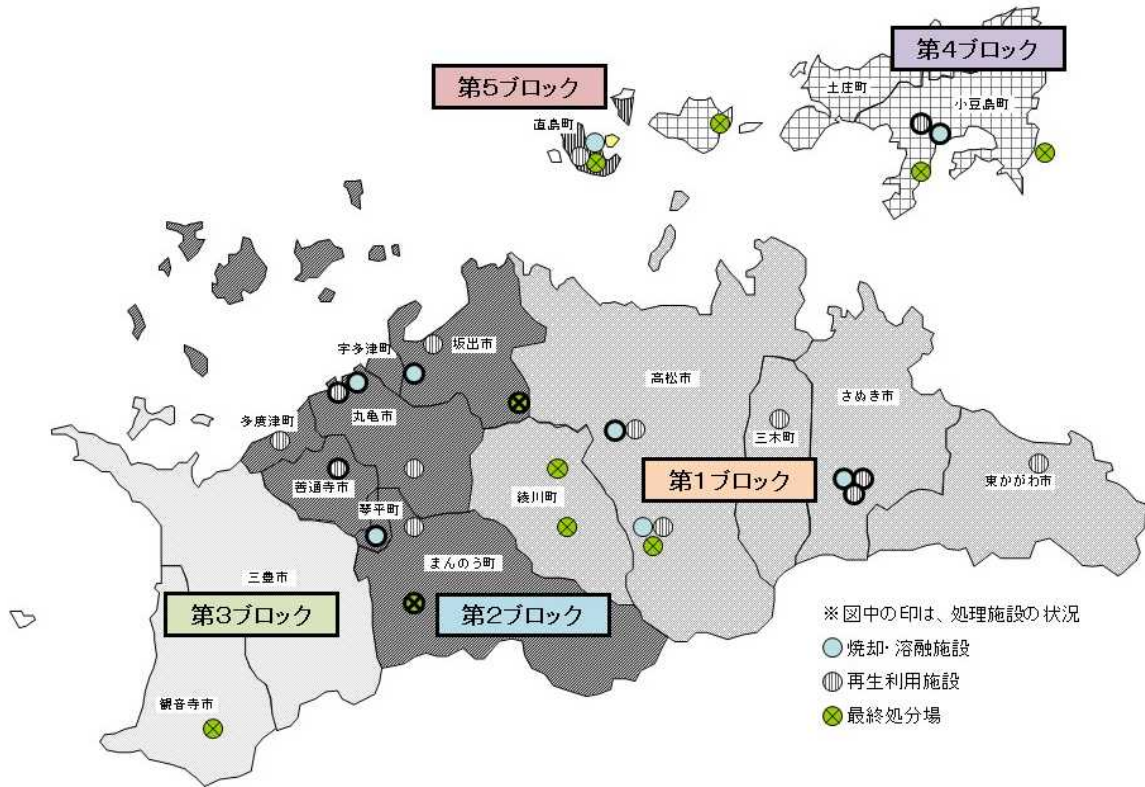


図-3 災害廃棄物処理における地域区分

■災害廃棄物発生量

本計画で対象とする4つの地震の災害廃棄物発生量は図-4に示すとおりである。

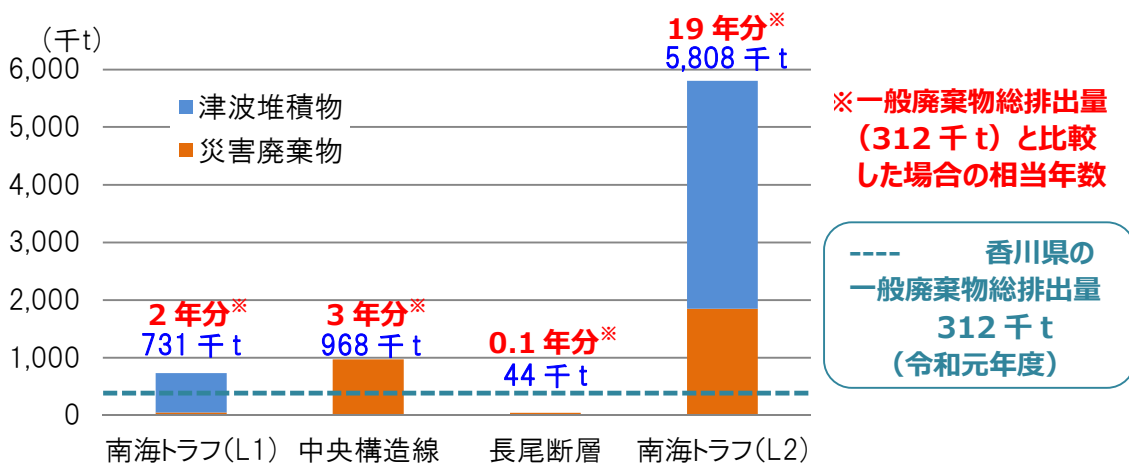


図-4 災害廃棄物発生量

■処理フロー

災害廃棄物は、仮置場での破碎選別等により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に分別し、最終的にリサイクルまたは処理処分を行う（図-5 参照）。

南海トラフ地震（L1）、長尾断層地震においては、県内調整を行い既往施設を活用した場合、全量を県内で処理可能である。中央構造線地震、南海トラフ地震（L2）においては、既往施設の他、産業廃棄物処理施設の活用や国への支援要請等により処理を行う。

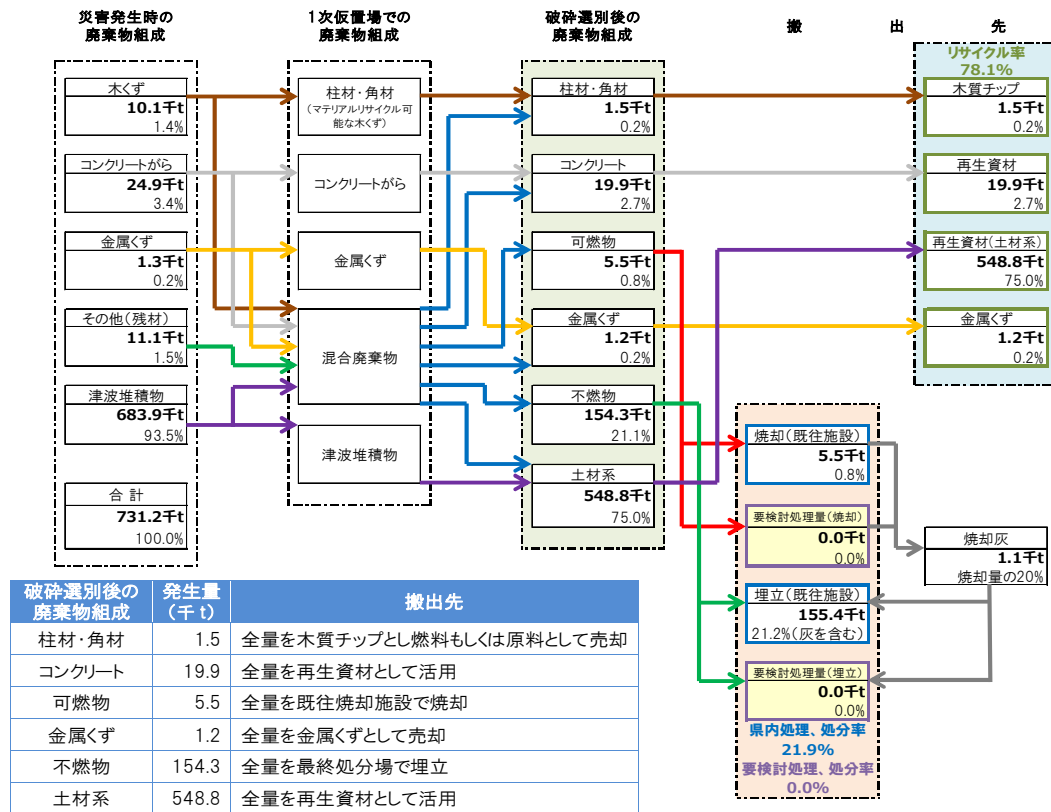
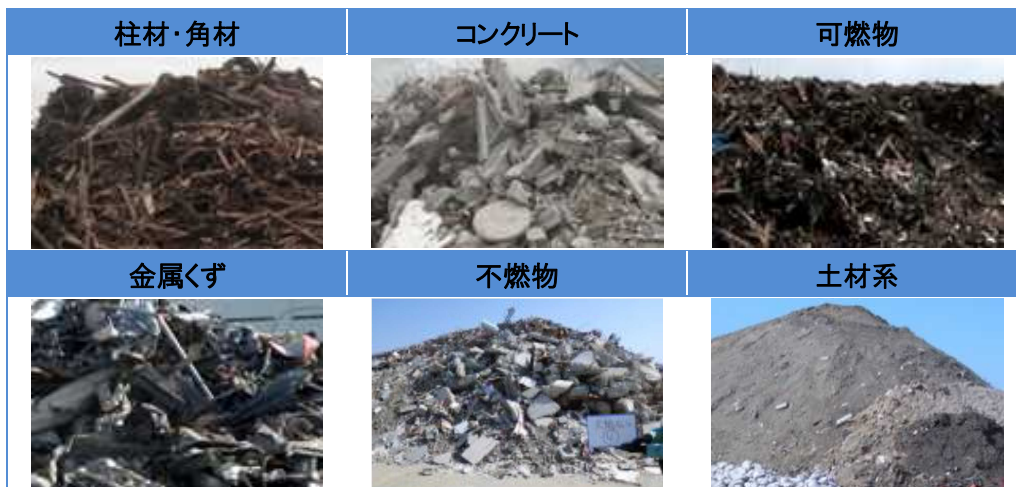


図-5 南海トラフ地震（L1）の災害廃棄物処理フロー

表-3 災害廃棄物



■一次仮置場の必要面積

一次仮置場は、被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間、保管や比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う場所である。大規模災害時には、概ね1年以内に被災現場から災害廃棄物を撤去し、一次仮置場に搬入することとなる。一次仮置場の必要面積を表-4に示す。

表-4 一次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)		中央構造線		長尾断層		南海トラフ(L2)	
	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	95,500	9.55	157,500	15.75	16,100	1.61	691,800	69.18
第2ブロック	57,900	5.79	31,600	3.16	4,200	0.42	491,800	49.18
第3ブロック	30,800	3.08	114,800	11.48	1,000	0.10	449,400	44.94
第4ブロック	37,800	3.78	600	0.06	0	0.00	106,000	10.60
第5ブロック	11,900	1.19	0	0.00	0	0.00	21,300	2.13
合計	233,900	23.39	304,500	30.45	21,300	2.13	1,760,300	176.03

注) 各ブロックの値は市町ごとの一次仮置場の必要面積の和である。

■二次仮置場の必要面積

二次仮置場は、一次仮置場で粗選別された災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設に搬入するまでの間、破碎・選別及び保管を行う場所である。大規模災害時には、概ね2年以内に一次仮置場から災害廃棄物を撤去して二次仮置場に搬入し、3年以内に二次仮置場で処理を完了することが目標となる。二次仮置場の必要面積を表-5に示す。

表-5 二次仮置場の必要面積

ブロック	南海トラフ(L1)	中央構造線	長尾断層	南海トラフ(L2)
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
第1ブロック	3.76	7.56	2.57	19.64
第2ブロック	2.93	3.13	2.10	13.07
第3ブロック	2.56	6.13	2.04	13.10
第4ブロック	2.63	2.13	-	4.03
第5ブロック	2.20	-	-	2.40
合計	14.08	18.95	6.71	52.24

10-8 一般廃棄物処理施設

(1) ごみ焼却施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名 称	設置主体	利用市町	使用開始 年度	規 模 (t/日)	所在地
高松市 南部クリーンセンター	高松市	高松市	H15	300	高松市塩江町安原下 第3号2084-1
高松市 西部クリーンセンター	高松市	高松市 綾川町	S62	280	高松市川部町930-1
香川東部溶融クリーンセ ンター	香川県東部清掃 施設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H9	210	さぬき市長尾東3013
クリントピア丸亀	中讃広域行政事 務組合	丸亀市 多度津町	H9	260	丸亀市土器町北1丁目72 -2
仲善クリーンセンター	中讃広域行政事 務組合	善通寺市 琴平町 まんのう町	H9	90	仲多度郡琴平町五条1050
角山環境センター	坂出、宇多津広域 行政事務組合	坂出市 宇多津町	S60	165	坂出市新浜町6-51
小豆島クリーンセンター	小豆地区広域行 政事務組合	土庄町 小豆島町	H6	50	小豆郡小豆島町室生1371 -1
直島町焼却施設	直島町	直島町	H28	6	香川郡直島町4062-8
計	8施設			1,361	

(2) し尿処理施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名 称	設置主体	利用市町	使用開始 年度	処理能力 (kl/日)	処理方 式	所在地
高松市衛生センター	高松市	高松市 三木町 綾川町	H29	378	前処理 下水投 入	高松市朝日町5丁 目5-56
瀬戸グリーンセンター	中讃広域行政事 務組合	丸亀市 善通寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町	H5	174	標脱	仲多度郡多度津町 堀江5-11
番の州浄園	坂出、宇多津広 域行政事務組合	坂出市 宇多津町	H13	85	高負荷	坂出市番の州町 10-2, 3
大川広域 志度クリーンセンター	大川広域行政組 合	さぬき市 東かがわ市	H12	80	高負荷	さぬき市小田 2600-3
観音寺市衛生センター	観音寺市	観音寺市	H12	48	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市 伊吹クリーンセンター	観音寺市	観音寺市	H15	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町82
御影浄苑	土庄町	土庄町	H3	50	高負荷	小豆郡土庄町小海 乙1142
みさき園	小豆島町	小豆島町	S52	29.5	好二段	小豆郡小豆島町堀 越
直島町浄化センター し尿受入棟	直島町	直島町	H21	1.62	下水投 入	香川郡直島町 2797-3
計	9施設			847.82		

(3) 粗大ごみ処理施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名 称	設置主体	利用市町	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理方式	敷地面積	所在地
高松市西部クリーンセンター	高松市	高松市綾川町	H8	100	併用	16,972 m ² ごみ処理施設敷地内	高松市川部町930-1
計		1施設		100			

(4) 再生利用施設

(令和5年4月1日現在稼働中)

名 称	設置主体	利用市町	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理方式	所在地
高松市南部クリーンセンター	高松市	高松市	H15	70.0	再生	高松市塩江町安原下第3号2084-1
大内クリーンセンター	東かがわ市	東かがわ市	H25		ストックヤード	東かがわ市川東1513-3
三木町クリーンセンター	三木町	三木町	H11	4.9	再生	木太郡三木町大字下高岡4319
香川東部溶融クリーンセンター リサイクルセンター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H14	0.8	再生	さぬき市長尾東3013
香川東部再資源化センター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市	H26	3.7	再生	さぬき市長尾東3013
クリーンセンター丸亀	丸亀市	丸亀市	H14	13.6	再生	丸亀市川西町南乙66-1
坂出市リサイクルプラザ	坂出市	坂出市	H11	26.0	併用・再生	坂出市江尻町24-1
未来クルパーク21	善通寺市	善通寺市 まんのう町	H12	21.0	併用	善通寺市原田町43
多度津町リサイクルプラザ	多度津町	多度津町	H14	6.6	併用・再生	仲多度郡多度津町桃山13-1
リサイクルステーションまんのう	まんのう町	まんのう町	H11		ストックヤード	仲多度郡まんのう町長尾1156-1
クリントピア丸亀	中讃広域行政事務組合	丸亀市 多度津町	H9	45.0	併用・再生	丸亀市土器町北1丁目72-2
小豆島リサイクルセンター	小豆地区広域行政事務組合	土庄町 小豆島町	H13	3.9	再生	小豆郡小豆島町室生1374-1
直島町資源化施設	直島町	直島町	H27	1	再生	香川郡直島町4062-5
計		11施設※		196.5		

※処理方式がストックヤードの施設は含まない。

(5) 最終処分場

(令和5年4月1日現在稼働中(一部休止))

名 称	設置主体	利用市町	使用開始 年 度	全体容量 (m ³)	所 在 地
高松市南部クリーンセンター埋立処分地	高松市	高松市	S54	472,200	高松市塩江町安原下第3号973
高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地	高松市	高松市	H26	335,000	綾歌郡綾川町陶5001-1
綾川町一般廃棄物最終処分場	綾川町	綾川町	H16	81,600	綾歌郡綾川町西分
飯山不燃物埋立地(災害用)	丸亀市	丸亀市	S61	76,000	丸亀市飯山町東坂元3804-1
坂出環境センター	坂出市	坂出市 宇多津町	H3	383,500	坂出市府中町6870
エコランド林ヶ谷	中讃広域行政 事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町	H10	365,000	仲多度郡まんのう町 追上325-27
観音寺市大野原一般廃棄物最終処分場	観音寺市	観音寺市	H11	30,000	観音寺市大野原町 五郷内野々乙12-1
土庄町一般廃棄物最終処分場	土庄町	土庄町	H8	86,400	小豆郡土庄町小江 1532
豊島一般廃棄物最終処分場	土庄町	土庄町	H6	34,900	小豆郡土庄町豊島 唐櫃字寒田
徳本地区埋立処分地	小豆島町	小豆島町	H7	81,000	小豆郡小豆島町坂手 乙2-87
小豆島町一般廃棄物最終処分場	小豆島町	小豆島町	R4	78,000	小豆郡小豆島町坂手 字仲人石山地内
吉野廃棄物埋立処分地※1	小豆島町	小豆島町	S63 (現在休止)	(50,715)	小豆郡小豆島町吉野 字白ヵ奥
直島町納言様埋立地※2	直島町	直島町	S53	128,064	香川郡直島町2797-1
計	12施設			2,075,664	

※1 吉野廃棄物埋立処分地は休止中のため、全体容量がないものとし、施設数に含んでいない。

※2 焼却灰の搬入不可

10-9 一般廃棄物収集運搬車両

(令和3年度実績)

(積載量単位：ごみ t, し尿 kl)

市町名	ごみ収集運搬車						し尿収集運搬車					
	直営		委託		許可		直営		委託		許可	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
高松市	50	72	161	405	584	1,499	0	0	0	0	57	211
丸亀市	44	94	9	18	0	0	11	46	4	7	21	60
坂出市	23	44	6	12	53	252	13	28	0	0	19	77
善通寺市	21	53	0	0	76	200	0	0	5	19	29	103
観音寺市	11	24	13	44	89	519	1	1	15	67	16	44
さぬき市	5	7	57	143	97	271	0	0	16	76	0	0
東かがわ市	0	0	45	96	107	290	0	0	14	70	0	0
三豊市	0	0	26	77	55	121	0	0	0	0	44	152
土庄町	12	22	3	5	36	125	2	9	3	5	10	33
小豆島町	0	0	8	19	17	44	4	7	0	0	9	21
三木町	5	8	9	25	61	165	0	0	10	41	11	39
直島町	0	0	4	8	33	217	0	0	1	2	13	37
宇多津町	11	22	0	0	39	93	2	4	0	0	14	62
綾川町	0	0	81	481	145	639	0	0	0	0	18	58
琴平町	5	7	0	0	70	220	0	0	0	0	14	49
多度津町	14	19	3	9	0	0	0	0	5	12	0	0
まんのう町	4	10	7	10	73	264	2	11	0	0	0	0
大川広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三観広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小豆地区 広域行政事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中讃広域 行政事務組合	2	8	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
坂出、宇多津 広域行政事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県東部清掃 施設組合	2	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	209	407	432	1,352	1,535	4,919	36	110	73	299	275	946

10-10 香川県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、災害等発生時における広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

(1) この計画において、「災害等」とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などをいう。

(2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 災害時相互応援協定との関係

この計画は、他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適切な取扱いに対応するものとする。

第2 平常時における対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に必要な事項を情報提供するものとする。

(1) 県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の必要な情報

(2) 県内市町及び火葬場設置者並びに近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

市町及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

(1) 市町及び火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資器材等の確保

- ・棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両としての事前届出

(2) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資器材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手順等の整備

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 訓練等

(1) 県は、市町及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

第3 災害等発生時の対応

1 広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被害状況の把握

(1) 被災市町は、災害等発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)

(3) 県は、被災市町及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援、協力

(1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)

(2) 県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づ

き、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。（様式第3号）

（3） 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（様式第4号）

（4） 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。

（5） 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は、第2号及び第3号を準用し、対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

（1） 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づいて応援火葬場を割り振り、被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。（様式第5号の1、第5号の2、第6号）

（2） 被災市町は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

（1） 火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。また、火葬に必要な燃料又は資器材の確保が困難な場合にあっても同様とする。（様式第7号）

（2） 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。また、県は燃料又は資器材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

6 遺体保存対策

（1） 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資器材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資器材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。

（2） 被災市町は、遺体保存に必要な資器材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（様式第8号）

（3） 県は、被災市町から遺体保存に必要な資器材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

（1） 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)

(3) 県は、被災市町から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援、協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

9 火葬に係る特例的取扱

(1) 市町及び火葬場設置者は、被災市町が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱について県に協議するものとする。

(2) 県は、市町及び火葬場設置者から前号の協議を受けた場合は直ちに国に承認を求め、その結果を市町及び火葬場設置者に連絡するものとする。

10 引取者の無い焼骨の保管

被災市町は、引取者の無い焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

11 火葬実績の報告

(1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び被災市町から搬入した広域火葬実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。(様式第9号)

(2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

12 広域火葬の終了

(1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町及び火葬場設置者、近隣県等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 被災市町は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

(4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援、協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この計画は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

火葬場被災状況等報告書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）による被災状況等を報告します。

火葬場名称			
点検日時			
被災状況	火葬炉本体		
	火葬炉付帯設備		
	建屋		
	進入路		
	その他		
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし		(最大火葬数： 体/日)
	<input type="checkbox"/> 一部稼働		(最大火葬数： 体/日)
	復旧見込	通常稼働： 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 不能		
	復旧見込	一部稼働： 年 月 日	通常稼働： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 調査中	
その他	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり（ ）	
	職員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり（ ）	
	復旧時の応援の必要性（内容： ）		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電話番号	(内線)	
	F A X		
	Eメール		

※1 原則として、震度5弱以上の地震が発生した場合に報告すること。

※2 上記以外であっても、火葬場に被害を生じた場合は報告すること。

様式第2号（第3の3（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

市町長
（ 課取扱）

広域火葬応援要請書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）により、当市町内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬応援を要請します。

災害等発生場所		<input type="checkbox"/> 市町内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ※感染症大流行の場合には、市町内全域にチェックを入れること。			
死亡者数 ※災害以外の死亡者も含む。		月 日 時現在 人 （前報比増減数 人）	死亡者数 内 訳	大人： 人	
				小人： 人	
行方不明者		人		胎児： 人	
火葬等 応援要 請事項		月 日 時現在 人 （前報比増減数 人）	遺 体 数 内 訳	不明： 人	
				大人： 体	
その他				小人： 体	
				胎児： 体	
				不明： 体	
連絡・調整 担 当 者		担当部局名			
		職名・氏名			
		電 話		(内線)	
		F A X			
		E メール			

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

様式第3号（第3の3（2）関係）

年 月 日

火葬場設置者 殿

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

広域火葬協力依頼書（第 報）

年 月 日に発生した災害等（ ）により、多数の死亡者が発生し、
広域火葬を実施することとしましたのでご協力願います。

つきましては、貴火葬場において可能な協力内容についてご回答願います。

火葬応援を要する被災市町名			
火葬応援要請の内容	年 月 日 時現在合計遺体数 体 (前報比増減数 体)		
	うち火葬応援要請遺体	内 訳	大人： 体
	体 (前報比増減数 体)		小人： 体
			胎児： 体
			不明： 体
備考			
連絡・調整担当者	担当部局名		
	職名・氏名		
	電 話	(内線)	
	F A X		
	Eメール		

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

様式第4号（第3の3（3）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

広域火葬協力回答書

年 月 日付け（第 報）をもって依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

広域火葬協力について	可能・不可能（今後の応援協力の可能性）						
火葬場 名称							
火葬場所在地							
最寄り高速道路及びIC名	自動車道			IC			
受入可能遺体数	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	月 日（ ）	時～	時	体	時～	時	体
	上記期間以外の火葬受入			<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中			
	最寄りのヘリポート等からの搬送のための車両整備			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中			
	最寄りのヘリポート等における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中			
火葬場内における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中				
火葬要員派遣	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中						
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
	月 日（ ）	時～	時	人	時～	時	人
その他可能な協力内容							
連絡担当者	担当部課係						
	職名・氏名						
	電話番号	（内線）					
	F A X						
	Eメール						

災害緊急

様式第5号の1（第3の4（1）関係）

年 月 日

市町長 殿
(課 扱)

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

応援火葬場割振通知書（被災市町用）

年 月 日付け（第 報）で要請のありました広域火葬について、別添のとおり
応援火葬場を割り振りましたので通知します。
なお、詳細については別途当該火葬場と直接協議・調整されるようお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表 枚（No. ～ ）
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ
	職名・氏名	
	電話番号	087-832-3177 (内線) 3260
	F A X	087-862-3606
	Eメール	eisei@pref.kagawa.lg.jp

災害緊急

様式第5号の2（第3の4（1）関係）

年 月 日

火葬場設置者 様

香川県健康福祉部長
(生活衛生課 扱)

応援火葬場割振通知書（応援火葬場用）

年 月 日付けの広域火葬協力回答書に基づき、別添のとおり割り振りましたのでご協力を
をお願いします。

なお、詳細については別途被災市町より直接協議・調整連絡がありますのでよろしく
お願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表 枚（No. ～ ）
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	香川県健康福祉部生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ
	職名・氏名	
	電話番号	087-832-3177 (内線) 3260
	F A X	087-862-3606
	Eメール	eisei@pref.kagawa.lg.jp

応援火葬場割振り（計画）表

遺体搬入 被災市町		担当部課係 担当者及び 電話・FAX	応援火葬場 名称及び所在地	担当部課係 担当者及び 電話・FAX	最寄りのIC へリポート名	受入可能日時及び遺体数 (午前・午後の対応の場合は、 2段書き)				年 月 日現在 No.	左記月日以降 の受入	被災地火葬場 要員派遣	備 考
1		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
2		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
3		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
4		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
5		電話 FAX		電話 FAX		月	日	時	体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能		
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				
						月	日	時	体				

様式第7号（第3の5（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

火葬要員及び燃料・資器材の手配要請書

このことについて、次のとおり〔火葬要員・燃料・資器材〕の手配を要請します。
※〔 〕内の該当する項目に○印をつけるこ

と。

火葬場名称 及び所在地	
----------------	--

1. 火葬要員派遣要請の内容			
派遣要請要員数	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の 職務内容			
2. 必要な燃料・資器材の内訳			
種 類	数 量	備 考 (期 限 等)	
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電 話	(内線)	
	FAX		
	Eメール		

様式第8号（第3の6（2）、第3の7（2）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

市町長
（ 課取扱）

遺体保存用資器材及び遺体搬送応援手配要請書

このことについて、次のとおり〔遺体保存用資器材・遺体搬送応援〕の手配を要請します。

※〔 〕内の該当する項目に○印をつけること。

と。

1 必要とする遺体保存用資器材の内容		
種 類	数 量	備 考（期限及び搬入場所等）
2 必要とする遺体搬送応援の内容		
遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内 訳
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数： 体)	大人： 体
搬送先 名称・所在地		小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数： 体)	大人： 体
搬送先 名称・所在地		小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
遺体安置所 名称・所在地	体 (前回要請比増減数： 体)	大人： 体
搬送先 名称・所在地		小人： 体
		胎児： 体
		不明： 体
連絡・調整 担 当 者	担当部局名	
	職名・氏名	
	電 話	(内線)
	F A X	
	E メール	

注) 小人は、原則として12歳未満の子どもとする。

様式第9号（第3の11（1）関係）

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
（生活衛生課 扱）

火 葬 場 設 置 者

広域火葬実施日報（応援火葬場用）

年 月 日に行った広域火葬の実施実績を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地									
広域火葬 依頼市町 1	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)			体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
広域火葬 依頼市町 2	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)			体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
広域火葬 依頼市町 3	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体 (体)			体 (体)			体 (体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児	大 人	小 人	胎 児
	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()	体 ()
その他の応援事項									
連絡・調整 担 当 者	担当部局名								
	職名・氏名								
	電 話			(内線)					
	F A X								
	E メール								

注1) 総計及び内訳欄の () 内には、累計の数字を記入すること。

注2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

様式第 11 号 (第 3 の 12 (4) 関係)

年 月 日

香川県健康福祉部長 殿
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

火葬実施報告書 (市町分)

当火葬場において、 市町から搬入された遺体の火葬実施状況を次のとおり報告します。

火葬場名称 及び所在地								
火葬場依頼 実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳					
			災害等による死亡 (体)			災害等以外の死亡 (体)		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	合 計							
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : 件、 体							
	ヘリポート等における動員人数等 : 延 日、 人							
	その他 ()							
報告担当者	担当部課係							
	職名・氏名							
	電 話	(内線)						
	F A X							
	E メール							

注 1) 本票は、広域火葬に応援・協力した火葬場が市町村ごとに作成すること。

注 2) 小人は、原則として 12 歳未満の子どもとする。

注 3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

参考様式

※第5号様式の2「応援火葬場割振通知書」を受けて、関係市町が広域火葬協力火葬場と詳細を協議・調整する場合の参考にしてください。

災害緊急

年 月 日

火葬場設置者 様

市町長
(課)

広域火葬協力依頼書 (第 報)

年 月 日付けで香川県健康福祉部長から通知のあった広域火葬について、次のとおりご協力をお願いします。

協力依頼火葬場名称

番号	1	2	3
火葬実施日	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
到着予定日	時 分	時 分	時 分
火葬開始時刻	時 分	時 分	時 分
氏名※			
住所			
性別			
区分	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明	大人・小人・胎児・不明
死亡原因	災害等・その他	災害等・その他	災害等・その他
死亡届出	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未
火葬許可証	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
死亡診断書等	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
遺体搬送方法	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶
搬送職員数 及び責任者名	人	人	人
同行遺族人数	人	人	人
持参品	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()	骨壺・骨箱・その他 ()
備考			

※死亡者氏名が不明の場合は、氏名欄に遺体安置所における識別番号等を記入しております。

連絡担当者	担当課名：	担当者氏名：
	電話：	FAX：

10-11 火葬場一覧

(令和2年10月1日現在)

市町	名称	所在地	電話番号	FAX番号	火葬 炉数
高松市	高松市斎場公園	高松市福岡町四丁目35番41号	087-822-1917	087-823-8933	11
	高松市牟礼斎場	高松市牟礼町原2260番地2	087-845-4944		3
	高松市庵治斎場	高松市庵治町1391番地1	087-871-2539		2
	高松市やすらぎ苑	高松市香川町川内原2200番地	087-879-1222	087-879-1230	5
丸亀市	丸亀市桜谷聖苑	丸亀市綾歌町岡田上686番地2	0877-86-1200	0877-86-1205	7
	本島火葬場	丸亀市本島町笠島1020-1	0877-27-3222		1
坂出市	坂出市営田尾火葬場	坂出市常盤町二丁目1番1号	0877-46-4741		5
善通寺市	善通寺市斎場	善通寺市与北町2694番地1	0877-63-6307	0877-63-5788	4
観音寺市	観音寺市伊吹火葬場	観音寺市伊吹町1269番地	0875-29-2111	0875-29-2666	1
	観音寺市燧望苑	観音寺市大野原町丸井1183番地	0875-67-5650	0875-67-5652	6
さぬき市	さぬき市斎場	さぬき市大川町富田中539番地2	0879-43-6655	0879-43-6699	4
東かがわ市	東かがわ市大内斎苑	東かがわ市町田287-1	0879-25-9030	0879-25-9031	2
	東かがわ市白鳥斎苑	東かがわ市西山192-14	0879-25-4511	0879-25-4511	3
三豊市	三豊市南部火葬場やすらぎ苑	三豊市山本町神田乙601番地1	0875-63-4234	0875-63-8522	4
	三豊市北部火葬場七宝苑	三豊市三野町吉津丙155番地1	0875-72-0196	0875-74-3494	4
土庄町	土庄町斎場	小豆郡土庄町見目乙213	0879-65-2816		2
	土庄町豊島斎場	小豆郡土庄町豊島家浦3696	0879-68-3352		1
小豆島町	小豆島町池田斎場	小豆郡小豆島町池田3830番地	(環境衛生課) 0879-82-7008		2
	小豆島町内海斎苑	小豆郡小豆島町安田甲1471番地	0879-82-5084		2
三木町	三木・長尾葬斎組合葬斎場 しずかの里	木田郡三木町大字井戸993番地	087-899-1161	087-899-1162	5
直島町	直島町営火葬場	香川郡直島町4758番地	087-892-2298		2
宇多津町	宇多津町火葬場	綾歌郡宇多津町553番地1	0877-49-0826		2
綾川町	綾川斎苑	綾歌郡綾川町山田下952-2	087-878-2189	087-878-2189	3
琴平町	琴平町斎場	仲多度郡琴平町1262番地4	0877-75-1021		2
多度津町	多度津町火葬場	仲多度郡多度津町本通3丁目4番1号	(住民環境課) 0877-33-4480		3
まんのう町	まんのう町火葬場	仲多度郡まんのう町吉野4204-6	0877-79-2883	0877-79-2883	3